

出荷制限指示後の管理の考え方 ー野生のタラノメ

野生のタラノメの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、吉岡町、中之条町及び川場村（以下 関係市町村）の協力を得て、タラノメ（野生）の出荷制限が指示された前橋市〔旧富士見村に限る。〕、高崎市〔旧倉渕村に限る。〕、沼田市〔旧沼田市及び旧利根村に限る。〕、渋川市〔旧渋川市に限る。〕、吉岡町、中之条町〔旧中之条町に限る。〕及び川場村の各区域※（以下 制限区域）における採取者等に対し、一切の出荷を行わないよう周知する。

※ []：市町村の一部（平成 15 年 3 月 31 日時点の旧市町村）が出荷制限区域であることを示す。

(2) 流通対策

県は、関係市町村の協力を得て、県内の J A、直売所及び卸売市場等に対し、制限区域産のタラノメ（野生）を一切取り扱わないことを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

さらに、定期的にネット上による通販の監視を行い、制限区域産のタラノメ（野生）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外からの出荷に関する対策

制限区域外から出荷されるタラノメ（野生）について、県は、各市町村の協力を得て、県内の J A、直売所及び卸売市場等に対し、産地、野生・栽培の区別及び放射性物質検査結果の確認を確実に実施し、適切な表示により流通させるよう要請するとともに、必要に応じて入出荷先等の記録の提出を求める。また、これらの取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

さらに、来年以降もシーズン前にモニタリング検査を実施し、基準値を超過するタラノメ（野生）が流通しないように取り組む。